

## (仮称)安城市市民参加条例の素案づくりに向けた手引き

2010/04/21

### 1. 条例の目的

**この条例は、「何のために」定めるの？目的を明らかにしましょう。**

この条例を制定する目的を掲げるものです。自治基本条例の規定に基づいて定めることや、何を定めることで、何を実現したいのか？はっきりと簡潔にうたいましょう。

#### □安城では？

自治基本条例第 14 条では、「市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。」と定めています。市民会議では、条例に期待することとして「市民参加協働の具体的な仕組み」「概念でなく使える条例」「市民と職員がいっしょになって考え実行できるまちに」「幅広い市民が市政に参加し、動かしていくような力を育てていくこと」などの声がありました。

#### □他市町の条例では？

「自治基本条例の規定に基づいていることや、「市民参加に関する基本的な事項を定める」ことで、「その一層の推進を図る」「自治の進展に資する」「協働による自治を推進」「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」などを目指していることが掲げられています。

★あなたの入れたい思い・キーワード

### 2. 用語の定義

**この条例の中で使われている「言葉」の意味を共有しましょう。**

この条例で使用される言葉のうち、意味を共有しておきたい基本的な言葉の定義をしておきましょう。

#### □安城では？

自治基本条例では、「市民」「市長その他の執行機関」「市民参加」「協働」「まちづくり」「コミュニティ」について定義しています。まずは、これらの言葉の意味を確認し、共有しましょう。あとは、「言葉の定義ありき」ではなく、本条例の内容を検討する中で、意味を迷うような言葉や、どうしても共通用語として定めておきたい言葉などが出てきたら、メモしておきましょう。

#### □他市町の条例では？

安城市自治基本条例でも定義されている「市民参加」や「協働」などの基本的な用語について定めているところが多いです。また、「市民参加手続」という用語や、「審議会」「パブリックコメント手続」「意見交換会」など個別の手続名について定義づけている事例もあります。

★あなたの入れたい思い・キーワード

### 3. 市民参加の基本原則

**この条例すべての基礎となる、「基本的な考え方」を掲げましょう。**

安城の「市民参加」はどこに向かうべきなのか？【頭】の向きを決める原理・原則を示します。

#### □安城では？

自治基本条例では、自治の基本原則として「市民参加と協働」および「情報共有」を掲げており、市民参加については「適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します」と書かれています。市民会議では、「自分の言葉で話し合い、お互いに共感できる」などの意見があり、フォーラムでも市民と行政が「ホンネトーク」「お互いの立場を尊重」などの提案がありました。

#### □他市町の条例では？

多くの市町で「全ての市民が参加できる」「市民の自主性を尊重」「情報の共有」などが掲げられています。このほかに「機会を平等に保障」「豊かな社会経験及び創造的活動を尊重」「市民と市が対等」「お互いの役割を理解・尊重」「意見等に対する結果を明らかに」なども挙げられています。また、基本原則を定めていない事例や、基本理念として記載されている事例も見られます。

★あなたの入れたい思い・キーワード

### 4. 市民の責務

**「市民参加」を推進するため、「市民」にはどんな「責務」があるのでしょうか？**

自治の主体として、安城市民自らが「主体的」に果たすべき責務を掲げ、【足】元を固めましょう。

#### □安城では？

自治基本条例の前文では、「自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら協働することが必要」と掲げられており、第9条でも「市民の責務」として「まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚と責任を持ちます。」と定めています。

市民会議でも、「市民として市制に興味を持ち、少しでも参加する気持ちを」などの提案がありました。

#### □他市町の条例では？

多くの市町で「自らの責任と役割を自覚」「自発的かつ自律的」などの【自覚】、「積極的に市政に参画」などの【積極的参加】、「自らの発言と行動に責任を持って」などの【責任】、「市民相互の意見を尊重」などの【相互理解・尊重】などが挙げられ、他にも「市や議会と協働しながら」などの【協働】、「市全体の利益を考慮しながら」などの事例も見られます。

★あなたの入れたい思い・キーワード

## 5. 市の責務

### 「市民参加」を推進するため、「市」にはどんな「責務」があるのでしょうか？

より実効性ある市民参加の推進を図るため、市が果たすべき責務を明確に示します。一方の【足】です。

#### □安城では？

自治基本条例第7章では、執行機関の「説明責任」や「情報公開」などが掲げられています。

市民会議では、「市民参加を実施する課にばらつきが大きい」「職員に自分の考えを押し付けられることがあり、疑問を感じる」などの指摘がありました。フォーラムでも、「参加後のフォローアップが大切(参加したことの評価を次につなげていく)」という提案がありました。

#### □他市町の条例では？

多くの市町で、「市民に積極的に情報を提供」などの【情報公開】、「参加の機会を積極的かつ公平に提供」などの【機会の提供】、「出された意見を市政に適切に反映」などの【結果の反映】、「結果をわかりやすく説明」などの【説明責任】等が定められ、他にも「市民参加の推進に努める」などの【市民参加推進】、【公平・公正】、【効率性】、【啓発・研修】などの記載が見られます。

#### ★あなたの入れたい思い・キーワード

### <手続全般の共通ルール>…6. ～10. =【胴】

## 6. 市民参加の対象

### いつどんな時でも一定の「市民参加」を保障するため、その「対象」を明確にしましょう。

事務を担当する部署や担当者によらず、「安城市として」ブレずに一貫した市民参加の推進を図るため、市民参加手続を行わなければならない対象を明らかにします。6. ～10. は、いわば【腹(ボディ)】です。

#### □安城では？

これまでに「総合計画」「自治基本条例」「環境基本計画」「男女共同参画事業」「ゴミ減量」など、さまざまな計画づくりや事業において、市民参加手続が行われてきました。

市民会議でも、「各種の市民参加が行われている」「市民参加の機会が増えた」「審議会に市民公募が増えた」などの評価もある一方で、「縦割り行政」「パブリックコメントや審議会などを実施する課とそうでない課のばらつきが大きい」など課題の指摘も見られました。

#### □他市町の条例では？

多くの市町で見られるのは、以下のタイプです。

- 1 次の事項を実施するときには、市民参加を行わなければならない。
  - (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
  - (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃
 

市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃
  - (3) 大規模な市の施設の設置に係る計画等の策定又は変更
  - (4) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- 2 前項の規定にかかわらず、次のものは、市民参加を行わないことができる。
  - (1) 軽易なもの
  - (2) 緊急に行わなければならないもの
  - (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの

- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
  - (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- 3 前項の規定によって市民参加を行わない場合、理由を公表しなければならない。
- 4 対象以外の事項でも、積極的に市民参加を行うよう努めなければならない。
- また、この他にも、1の(1)(2)に加え「事業を選択するとき」、「事業を実施するとき」、「政策評価を実施するとき」に市民参加を義務付けている事例や、「実施及び評価過程の市民参加手続」に関して「市民参加手続を研究し、その実施に努める」と定めている事例などもあります。

★あなたの入れたい思い・キーワード

## 7. 市民参加の方法

### 市民参加の「基本的な手続」について、その「やり方」を定めましょう。

市民が意見等を出しやすく、また対象となる案件に適した市民参加の最良の手法を選択することで、多くの市民が公平に参加できるような方法を提供します。手続ごとの「具体的なルール」は、11. ～ 15. 。

#### □安城では？

これまでに「審議会等」「パブリックコメント」「市民会議(ワークショップ形式含む)」「説明会等」「ご意見BOX・市長へのメール」「アンケート」など、多様な市民参加手続が行われてきました。

アンケートでも、「まちかど座談会」や「フォーラム、シンポジウム等」などの手続に関わったことがあるという回答が多く得られました。しかしその一方で、市民会議では「形骸化している審議会が一部ある」などの指摘もありました。

#### □他市町の条例では？

多くの市町で見られるのは、「市民参加を行うときは、『適切な時期に』、『適切な方法』によって、効果的に行わなければならない」というもので、手続の種類は以下のようなものが見られます。

○審議会等、○パブリックコメント、○公聴会、○意見交換会・ワークショップ等、○市民説明会等、○フォーラム・シンポジウム等、○市民政策提案手続、○その他の市民参加手続 など

また、「市民への影響が特に大きい場合には、意見交換会の開催を含む2以上の方法で」や、「重要な条例等の原案を作成する場合、審議会等を行わなければならない」などのように、案件ごとに市民参加手続の数や種類を具体的に定めている場合もあります。

★あなたの入れたい思い・キーワード

## 8. 意見や結果の取扱い

### 「入口から出口まで」一貫した市民参加を！「意見や結果の取扱い」は？

市民参加が形式的なものに陥らないよう、市民参加手続を行ったあと、市民から提出された意見・結果を、市がどのように取り扱わなければならないかを定めます。

#### □安城では？

自治基本条例第 24 条の「説明責任」では、「議会及び市長その他の執行機関は、市民からの提案、意見、要望又は苦情に対しては、誠実かつ迅速に応答します。」と記載されています。

フォーラムでも、「参加後のフォローアップが大切」などの提案がありました。

#### □他市町の条例では？

多くの市町で見られるのは以下のタイプです。

- 1 市は、市民参加で提出された意見や情報を総合的、多面的に検討しなければならない。
- 2 市は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに「提出された意見」、「提案」、「情報の検討経過及び検討結果」を公表する。

(ただし、情報公開条例に定める非公開情報は公表しないことができる。)

#### ★あなたの入れたい思い・キーワード

## 9. 公表及び広聴の方法等

### 市民参加の推進には、情報の共有が大前提！公表や広聴の方法は？

市民参加手続に関する情報を公表する方法や、市民からの意見を聴取する方法を定めることによって、市と市民の情報の適切なやり取りを担保します。

#### □安城では？

自治基本条例第 5 条でも、自治の基本原則として「情報共有の原則」が掲げられています。

フォーラムでは、多くの市民に参加してもらうためには「広報も口コミもどちらも大切」「市広報やインターネットを見ていない人もいる」などの意見がありました。また市民会議でも「一部の人の声しか市に届いていない」などの指摘がありました。

#### □他市町の条例では？

多くの市町で、見られるのは以下の「公表の方法等」タイプです。

- (1) 担当窓口での供覧又は配布、(2) 市の広報紙への掲載、(3) 市の公式ホームページへの掲載、(4) その他、効果的に周知することができる方法

また、「手紙、電子メール等による提案、質問等の受付、アンケートの実施、直接的な対話の実施等の方法により、市民等の意識の把握及び意見の聴取に努める」など広聴について定めた事例も見られます。

#### ★あなたの入れたい思い・キーワード

## 10. 実施状況や予定の公表

**市民参加手続のこれまでの「状況」や、今後の「予定」をオープンにしましょう。**

「いつ、何について、どのような市民参加の手続が行われるか」、あるいは「行われたか」などの情報を公表することにより、参加の機会を確保し、手続が適正に行われているかを確認できるようにします。

### □安城では？

自治基本条例第5条の「情報共有の原則」では、「市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。」と記載されています。

### □他市町の条例では？

多くの市町で見られるのは以下のタイプです。

- ・「毎年度、その年度における市民参加手続の実施予定」
- ・「前年度における市民参加手続の実施状況を取りまとめ、公表する」

#### 【公表する内容】

- ・「実施予定」＝対象事項や方法、その実施時期、審議会等の開催予定や委員公募情報など
- ・「実施状況」＝対象事項や方法、その実施時期、参加した人数や述べられた意見数など

### ★あなたの入れたい思い・キーワード

## <各手続ごとに定める具体的なルール>…11. ～15. =[コブ]

### 11. 審議会等

**「手続の具体的なルール」として、「審議会」のあり方について検討しましょう。**

「審議会」とは、一般的には「行政機関(市役所等)が、特定の政策や運営方法についての意思決定にあたって設置する合議制の諮問機関のこと」です。市民に開かれた実効性のある審議会にするためには、どんなルールを定めておけばよいでしょうか？

### □安城では？

市民会議でも、「形骸化している審議会が一部ある」「審議会委員にあて職の方が多い。刷新を」「同じ人ばかり出てきてしまう」「若い意見をどう取り入れるか？」などの指摘が見られました。

### □他市町の条例では？

多くの市町で見られるのは以下のタイプです。

#### 【委員の公募】

- ・「原則として、公募委員を加える」(公募による市民がいない場合は、理由を公表)
- ・「公募委員を含まなくてもいい条件」を定めている事例もあります。
- ・「総数に対する公募委員の割合」を定めている事例もあります(3分の1以上、30%以上)。

#### 【委員の選任】

- ・多様な人材の参加が得られるよう「男女比、年齢構成、地域構成、兼職・在期数などに配慮」
- ・「委員を2つ以上兼ねられない」「委員の任期は3期まで」など数値による制限も見られます。
- ・「委員の氏名等(選任の区分・肩書・任期等)を公表しなければならない」
- ・「選考基準、選任の結果を理由とともに公表」という事例も見られます。

#### 【会議の公開】

- ・「原則として、審議会等の会議は公開しなければならない」

- ・但し、「規則で定める場合」「支障が生じる場合」「非開示情報」を除きなどの条件も
- ・「会議を非公開とする場合には理由を公表しなければならない」と定めている事例もあります。

**【事前公表】**

- ・「審議会等の議題や日時、場所、傍聴の手續など等の情報をあらかじめ公開する」
- ・但し、「緊急を要するとき」「会議を公開しないとき、非公開情報のとき」を除きなどの条件も

**【会議録の作成と公表】**

- ・「会議の議事録を作成し公表しなければならない」
- ・但し、「非公開情報」「会議を公開しなかった場合」を除きなどの条件も

**【結果の尊重】**

- ・「提出のあった答申等を尊重。答申等が市政にいかされない場合は理由を公表」など

**★あなたの入れたい思い・キーワード**

## 12. パブリックコメント

**「具体的なルール」として、「パブリックコメント」のあり方について検討しましょう。**

「パブリックコメント」とは「市の基本的な政策等の策定に当たり、案の段階で当該政策等の趣旨、内容等を広く公表し、市民等からその政策等に対する意見及び情報の提出を受け、その提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表するとともに、意見等を考慮し市の意思決定を行うもの」です。

安城市では、平成 16 年から「パブリックコメント手続に関する要綱(参考資料①参照)」を施行し、これに基づいてパブリックコメントを実施しています。

要綱に詳しいことは定めてありますが、これでよいか、さらに改善すべき点あるかを確認しましょう。

**安城では？**

「安城市パブリックコメント手続に関する要綱」より、基本的な部分を抜粋します。

**【公表の内容】**

- ・意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案をその概要と併せて公表しなければならない
- ・併せて市は「趣旨、目的及び背景」「立案する際に整理した市の考え方」「市民等が案を理解するために必要な関連資料」を公表しなければならない

**【公表の方法】**

- ・広報あじょうへの掲載、市が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットによる閲覧等

**【提出期間】**

- ・案の公表の日から1月の期間。但し、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を明示し、当該期間を短縮することができる。

【提出方法】

- ・(1)市が指定する場所への書面の提出、(2)郵便、(3)ファクシミリ、(4)電子メール、(5)ホームページ上のフォーム、(6)その他市が認める方法
- ・意見提出者は、原則として住所及び氏名(法人・団体＝所在地、名称及び代表者氏名)を明記

【意見等の考慮】

- ・市は、提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行う。

【結果の公表】

- ・市は、意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びその意見等に対する市の考え方を公表し、政策等の案を修正したときはその修正内容を公表。

【一覧表の作成等】

- ・市長は、パブリックコメント手続を行っている政策等の一覧表を作成し、市政情報コーナーでの閲覧及びインターネットを利用した閲覧の方法により常時市民等に情報を提供。

□他市町の条例では？

- ・他市町も上記の安城市「パブコメ要綱」とほぼ同様です。詳しくは、ファイルをご参照ください。

★あなたの入れたい思い・キーワード

### 13. 意見交換会(ワークショップ等)・説明会等

「具体的なルール」として、「意見交換会」や「説明会」等のあり方について検討しましょう。

「意見交換会(ワークショップ等)」とは、「市が広く市民の意見を聞いて政策形成等をしたい時に、市民と市及び市民同士などが自由に議論をし、方向性を見出すことを目的とする場」です。「説明会」とは「市が政策形成等をしたい時に、広く市民および利害関係者に対して案を説明し、意見を求める場」のことです。

つまり、説明会は「市⇒市民」という流れで案を提示し市民の声を聴く方式、一方の意見交換会(ワークショップ等)は「市民同士⇒市」という流れで自由議論から施策提案にいたる方式である、といえます。

安城市で、意見交換会や説明会についての記載が必要かどうか？また、必要な場合には、何を定めておくべきか検討しましょう。

□安城では？

「総合計画」「自治基本条例」をはじめ「公園づくり」など、いろいろな施策や計画策定において市民会議などが行われています。この「あんねっと」もワークショップ形式ですね。「公聴会」について定めている事例もありますが、安城市で公聴会としての実績はありません。

□他市町の条例では？

【開催の公表時期】: 事前に、14日以上前に

【公表内容】: 開催日時、開催場所、議題等内容

【運営上の配慮】: 資料等の充実、実施回数、ファシリテーターの選任等、議論が深まるよう配慮

【記録の作成及び公開】: 開催記録を作成し、公開する(非公開情報を除き)など

★あなたの入れたい思い・キーワード

## 14. 市民政策提案手続

「新たな市民参加のルール」として、「市民政策提案手続」について検討しましょう。

「市民政策提案手続」とは、「市民が市に政策などの提案を行うことのできる手法」のことです。「地方自治法」第74条には、選挙権を有する者の50分の1以上の連署をもって条例の制定又は改廃の直接請求することができる旨が記載されていますが、「市民政策提案手続」は、条例以外でも直接提案ができる新しいしくみです。

安城市でも「ご意見BOX・市長へのメール」で個人による政策などの提案ができますが、このような「市民政策提案手続」のしくみが必要かどうか、考えてみましょう。

### □他市町の条例では？

【提案資格者】: 満18歳以上の市内に住所を有する者、13歳以上の市民

【提案方法】: 5人以上の連署、10人以上の連署、30人以上の連署など

【事前公表】: 目的、提案できる者の範囲、提案の提出方法・提出期間・提出先、その他必要事項

【結果の扱い】: 総合的かつ多面的に検討し、結果とその理由を通知・公表(非公開情報を除き)

★あなたの入れたい思い・キーワード

## 15. その他の市民参加手続

「その他の市民参加手続」について検討しましょう。

以上の他に、具体的な手続を定めておきたい「市民参加型手法」について記載するものです。安城市では、他に何を定めておくべきでしょうか？考えてみましょう。

### □安城では？

アンケートでは、「まちかど座談会」や「フォーラム、・シンポジウム等」などの手続に関わったことがあるという回答が多く得られました。また、「自治基本条例」第17条において「住民投票条例」について定めています(非常設型)。よって、本条例では「住民投票」については記載しません。

### □他市町の条例では？

【アンケート(意向調査)等】

・定義: 「調査項目を設定し、一定期間内に市民から回答を求める調査のこと」

・事前公表: 「目的、内容、対象者、その他必要と認める事項」

・情報の提供: 「回答に必要な情報を併せて提供」

・結果の公表: 「結果を速やかに公表(非公開情報を除き)」

・「定期的な市民意識調査の実施」「市民は、市に意向調査実施を求めることができる」など

【フォーラム・シンポジウム等】

- ・「フォーラムとは、市が広く市民の意見を聴く必要があると認める計画又は制度等の案について、日時及び場所を指定してその内容についての説明を行うとともに、市民と意見交換を行うこと」
- ・「その他の市民参加の手続として、説明会、フォーラム又はシンポジウムなど」

【懇談会】

- ・「市民と市職員との対話の機会を設ける」「定期的に複数の地域で市民との懇談会」
- ・「懇談会開催のときは、実施日時、議題等をあらかじめ公表」
- ・「必要な資料を配布し、説明」

【その他の市民参加手続】

- ・「より効果的な市民参加の方法があるときは、積極的に用いる」
- ・「内容、市民参加の方法、日時、場所、参加資格者等を公表」
- ・「公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、1月前までに行う」

■ ちょこっとコラム～市民参加の新しい手法

【市民討議(プラーヌクスツェレ)】

- ・ドイツなどで行われている「プラーヌクスツェレ(計画細胞)」という手法をもとに「無作為で選ばれた市民が、必要な情報提供を受けて政策課題を討議し、意見を集約して合意形成を目指す市民参加のシステム」のことです。日本では 2005 年に初めて東京都千代田区で青年会議所により試行実施され、その後新たな市民参加の手法として注目を集め、関東を中心に実施するところが増えています。県内では、日進市で 2010 年 3 月、実験的に実施されました。
- ・本来であれば、年齢・性別・職種を問わず広く声を聴けることが理想ですが、従来の公募型では、参加できる市民はごく一部に限られているのが実情です。この手法は、無作為抽出・有償性といった特徴から、これまで行政に声を届ける機会の少なかったサイレントマジョリティー(物言わぬ大勢)と呼ばれる一般市民の参加を促し、その声を行政に届けることが目的です。

★あなたの入れたい思い・キーワード

## 16. 推進・評価機関の設置

**安城市の「市民参加」を推進・評価する「機関」の設置について検討しましょう。**

本条例で定めた「市民参加のルール」の実効性をチェックしながら、時代に即してよりよいルールに高めていくための、機関を設置することがあります。安城市では、必要でしょうか？考えてみましょう。

他市町の条例では？

市民参加のみならず「協働」と併せた機関にしている事例も見られます。また、設置することだけを謳ったものもあれば、併せて組織構成、役員選出、任期、運営など設置要綱的な内容まで規定しているものもあります。

多くの市町で見られるタイプを整理し、比較的シンプルに構成し直したものを以下に示します。

**【設置】**

・この条例に基づく市民参加を推進するため、市民参加推進・評価会議を設置する。

**【所掌事項】**

- (1) 市民参加の推進状況に対する評価
- (2) この条例の運用に関する事項・
- (3) この条例及び規則の見直しに関する事項
- (4) その他市民参加の推進に関する事項 など

**【組織等】**

・推進・評価会議は委員 15 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募で選出された市民
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認めた者

**【任期】**

・委員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**【運営】**

・推進・評価会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**□安城では？**

安城の場合も、「市民参加」だけを対象にした専門機関でなく、今後も見据えて、「協働」も加え広く「市民自治」の推進・評価を対象にした機関にしていけることが考えられます。

**★あなたの入れたい思い・キーワード**

## 17. 条例の見直し

**この条例おいつ、どんなときに見直すの？ 手続を明らかにしましょう。**

「条例の見直し」についてのルールを定めている市町もあります。安城市でもこのような「条例の見直し」が必要かどうか、考えてみましょう。

**□他市町の条例では？**

多くの市町で見られるのは、以下のタイプです。「16. 機関」の所掌事項との整合も必要です。

**【条例の見直し】**

- ・「市長は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行う」というもの。  
これ以外にも、主語が市長ではなく「市は」のものも見られます。また、中には「3年を超えない範囲内において」「条例の施行の日から3年以内に」という期限が定められているものもあります。

**★あなたの入れたい思い・キーワード**

## 18. 委任・経過措置等

### ここで書かれていないことは？条例施行前に既に始まっている案件は？

この条例の施行に関し必要な事項を定める「委任」などの「雑則」や、「経過措置」などの「附則」について、いわば【尾】について確認しておきましょう。

#### □他市町の条例では？

多くの市町で見られるのは、以下のタイプです。

#### 【委任】…雑則として

- ・「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」  
また、「市長(町長)が別に定める」や「執行機関(市)が定める」など主語の違うものがあります。

#### 【経過措置】…附則として

- ・「この条例の施行の日に、既に実施され、又は実施のための準備が進められており、正当な理由により市民参加を求めることが困難な場合については、この条例の規定は適用しない。」

#### ★あなたの入れたい思い・キーワード

## 19. その他

### とくに、安城市で定めておきたい「市民参加のルール」があれば…

さいごに、「その他」として、安城市の「市民参加のルール」として、これだけは定めておきたいものがあれば、メモしておいてください。

#### ★あなたの入れたい思い・キーワード

以 上

### ■ ちょこっとコラム～ルールの検討に際して

この条例は、安城において「市民参加のルール」を定め、これだけは法的にきちんと担保しておこう！できるだけ広く市民が参加しやすいように！というものです。

具体的なルールになると、市民としては、つつい「厳しい条件を求めがち」ですが、あまり細かく規定し過ぎると、事務手続きが煩雑になり過ぎたり、運用が難しくなって、かえって本質的ではなく、形式的なルールになるおそれも十分あります。安城では、どこまで定めておくべきなのか慎重にお考えください。